

改正派遣法に基づくマージン率の公開

2012年（平成24年）10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝

派遣料金の平均額

－

派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

対象期間：2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

(有)シュライン物流 佐賀支社（派40-301526）	
〒841-0021 佐賀県鳥栖市幡崎町1710	
派遣労働者の数	3名
派遣先の数	2 社
労働者派遣料金 平均額	16,447円
派遣労働者賃金 平均額	10,542円
マージン率	35.4%
マージンに 含まれる 費用など	社会保険料会社負担分 有給休暇負担費、退職金積立 健康診断費用、親睦会費用 施設使用料、減価償却費用 ホームページ維持管理費 広告宣伝費、各種保険料 その他管理費、営業利益
教育訓練に 関する事項	入社時基礎的訓練 荷役や検数の職能別訓練 リフトオペレーターの職能別訓練 リーダー育成研修など

